

旭日大教会担任会会則

1. 本会を旭日大教会担任会と称する。
2. 本会の事務所を旭日大教会内に置く。
3. 本会は会員相互の信仰の錬磨と親睦を計るを目的とする。
4. 本会は教会長をもって会員とする。
5. 本会に特別会員を置く。特別会員は前会長、大教会役員とする。
6. 本会に次の幹事をおき、会の運営に当たる。
幹事長 総会において直属教会長より選出する。
幹 事 8～10名(内2名は会計)とし、幹事長が指名する。
幹事の任期は1月1日より3年間とすし、重任は二期までとする。
7. 本会は目的達成のため次の事項を実施する。
イ 年1回の総会
ロ 慶弔に関すること
規定は別に定める
ハ 其他必要なる事項
(臨時総会、研修会、懇談会、親睦会等)
8. 会員は毎年所定の会費を1月、10月の大祭時に分納するものとする。
特別会員は会費を徴収しない。
会費 4,000円(年額)

附則○昭和48年1月1日より実施。

- 会則変更は総会で諮り、出席者の3分の2以上の賛同を得るものとする。
- 平成5年(4月24日、10月24日)一部変更。
- 平成14年(4月24日)一部変更。
- 平成19年(10月24日)一部変更。
- 平成27年(10月24日)一部変更。
- 平成28年(10月24日)第7、8項一部削除。

担任会慶弔規定

会員夫妻、特別会員夫妻、及びその教会に下記に該当する事項が生じた場合は、慶弔の意を表す。

1. 奉告祭 10,000円
2. 身上見舞、結婚(後継者を含む) 10,000円
身上見舞いについては幹事会にて決定する。
3. 被災の見舞金は状況に応じ幹事会で決める。
4. 会員・特別会員夫妻の玉串料 10,000円